

油タンカー用共通構造規則

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
232	Table 12.1.2	Question	加熱油タンク境界の腐食予備厚	2006/11/13	12節、表12.1.2の備考(4)では、バラスタタンクと加熱する燃料油タンクの境界の板について0.7mm加えることを規定しているが、板部材についてのみ言及しており、板部材に付く防撓材については言及されていない。これは規則の意図するところか。整合性を考えれば、バラスタタンク内で防撓材であって、バラスタタンクと加熱する貨物油タンクの境界に取り付けられるものに対しても同じ考え方を適用すべき。	バラスタタンクと加熱する燃料油タンクの境界となる板部材に取り付けられる防撓材についても、追加の腐食予備厚を加えるよう規則に改正する予定です。	
265	Table 6.3.1 & Table 12.1.2	Question	ガンネル部の腐食予備厚	2006/11/7	腐食予備厚の適用上、ラウンドガンネルを有する場合の甲板はどこまでを指すのか。	ラウンドガンネルの下端までとします。	
755	Section 12	Question	甲板室の板厚	2008/4/24	11節にある甲板室の要件はグロス寸法で規定されている。甲板室の切替板厚は、12節に従って上甲板と同様に計算すべきと理解している。確認されたい。	切替板厚は、12節に従って計算します。	
777	Tanker 12/1.1.3 & Bulker 3/2.3.3	CI	構造図面	2009/5/19	船上に備え付けるべき図面は、建造時の板厚及び切替板厚を含んだものでなければならない。これは、全ての図面上に記載される全ての板厚が建造時の板厚と切替板厚を含むという意味か？ 切替板厚は、主要な図面上に記載されるか、あるいは、別の資料として記載されていればよいのか？	提出された構造図面(CSRタンカー3節2.2.2.1, (a)と(c)、及びCSRバルクキャリア3章2節3.3)には、切替板厚と建造時の板厚が示される必要があります。船主要求による特別な増厚も図面上に明示願います。船上に備え付ける図面については、CSRタンカー3節2.2.3をご参照願います。代替案として、別の図面に、建造時の板厚が記載されず切替板厚が記載されたもの(『切替板厚図』)が認められます。ただし、船主要求による特別な増厚は明示する必要があります。この図面は承認され、船上に備え付ける必要があります。	

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
1036	Table 12.1.2	Question	燃料油及び潤滑油タンク及び清水タンクの許容衰耗量	2010/10/1	タンカーCSR 表12.1.2について、「燃料油及び潤滑油タンク」及び「清水タンク」に対する1.0mmの許容衰耗量は、暴露区域にあるタンク頂部にのみ適用されると理解している。確認されたい。 この解釈が間違っている場合は、これらのタンクの「タンク頂板及びこれらタンクの内部防撓材」に対する許容衰耗量が1.0mmでなければならないという要件の技術的背景を説明されたい。	貴解釈の通りです。「燃料油及び潤滑油タンク」及び「清水タンク」の1.0mmの許容衰耗量は、暴露区域にあるタンク頂部にのみ適用されます。	